

## 教育委員会会議の議事録（平成27年5月定例会）

◆ 日 時 平成27年5月22日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 東二番丁仮庁舎 教育局第一会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光  
教育長職務代理者 宮腰 英一  
委員 永広 昌之  
委員 草刈 美香子  
委員 今野 克二  
委員 齋藤 道子  
委員 吉田 利弘

### ◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 会議録等承認

- (1) 3月定例会 会議録承認
- (2) 4月臨時会・4月定例会 議事録承認

3 議事録署名委員の指名 永 広 委 員

4 報 告 事 項

- (1) 教職員の人事に関する事項について  
(仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の定期公表について)

(教職員課長 報告)

資料に基づき報告

- (2) 無形民俗文化財の県指定に伴う市指定の解除について

(文化財課長 報告)

資料に基づき報告

齋藤委員 泉ヶ丘小学校と連携して伝承活動を行っているとのことであり、非常に良いことである。その活動の中では、児童も田植踊を習っているのか。

文化財課長 直接踊り手には入っていないが、練習を見学するなど、児童が学ぶ場を提供している。

永広委員 大沢の田植踊の特徴は早乙女を男性だけが踊っていて、女性が入らないことであり、古い形態を残しているのが、それが大きく評価された。ただ、昨今、後継者の問題があって、保存会には女性も含めて入っており、古い形態の維持がかなり大変になっているが、県指定を契機にうまく保存できればいいと考えているようである。

### (3) 平成26年度健康実態調査結果の概要について

(健康教育課長 報告)

#### 資料に基づき報告

- 今野委員 食物アレルギーを持つ子どもが千名増えて、3千名を超えているということだが、いつの時点に比べて千名増えたのか。子どもの数は増えておらず、2千名から3千名に増えたとすると1.5倍であり、相当な割合で増えている。
- 健康教育課長 食物アレルギーを持つ児童生徒の数は、平成21年度でおよそ2千名であった。平成26年度に3千名を超え、この5年間で千人増えた。ただし、その症状には軽重があり、3千名すべての給食をアレルギー対応にしているわけではない。
- 今野委員 食物アレルギーに敏感になり、軽度の子どももカウントするようになったため、増えている可能性もあると思うが、いかがか。
- 健康教育課長 そうした傾向があると考えている。診断書を持参する保護者もいるが、診断書がなく保護者からの申し出だけの児童生徒も含めた人数だと認識している。
- 教育長 子どもの数は緩やかに減っている中で千名増えているということは、その割合が高くなっているということである。
- 宮腰委員 食習慣の点について、「食に関する指導の手引」を全校に配布するなどいろいろ対応しているが、食に関して新しく設けられた栄養教諭はどの程度の学校に配置しているのか。また、その栄養教諭は日常的な活動として食に関してどのような指導を行っているのか。健康な食生活を自ら営む知識・態度を養うことが栄養教諭の役割とされており、栄養教諭が中心になって学校給食を活用した食の指導を行っていると思う。現段階でどの程度栄養教諭を配置し、今後どのように増員していこうと考えているのか。また、栄養教諭はどのような指導をしているのか、活動内容についてお聞きしたい。
- 吉田参事 現在市内の小学校に18名の栄養教諭を配置している。また、栄養教諭の資格を持った者が事務局に1名いる。職務内容は、給食の献立等を作成し学校給食に関わるほか、教員として食育の指導にあたっている。
- 教育長 栄養職員全体の中の18名ということか。
- 吉田参事 そのとおりである。
- 教育長 栄養職員全体では何名いるのか。
- 健康教育課長 単独調理校と給食センターを合計して108名である。
- 教育長 栄養士がすぐ栄養教諭になれるわけではない。講習を受けた上で栄養教諭の教員採用試験に合格して採用になる。栄養教諭が増えることは望ましいが、本人の希望もある。
- 宮腰委員 管理栄養士が栄養教諭の資格を取るのが一般的なのか。
- 吉田参事 教員免許状の一種になるので、管理栄養士あるいは栄養士の資格を持った方が単位を取得して栄養教諭の免許状を取っているのがほとんどである。
- 宮腰委員 今後、市としては栄養教諭を増やしていくのか。先ほどのアレルギーの問題もあるし、生活や体力の問題にしても食生活が基本になる。手引を作成して教員に配布するのもいいが、給食の時間などに保護者も一緒に栄養教諭から指導いただくということも大事なのではないか。今回報告していただいた調査の結果を踏まえて、栄養教諭の活動を今後教育委員会として支援し、食あるいは生活習慣の課題に対応していくために、どのような計画を考えているのか。
- 吉田参事 先ほど申し上げたとおり、栄養教諭については資格の取得が絶対条件になる。そうした中で、栄養教諭を目指す方が少ない状況にあるので、教員採用試験において教職特別選考を導入し、栄養士の方が栄養教諭の教員採用試験を受けやすい制度を今年度から実施する方向で進めている。

教 育 長

現在配置されている栄養士が栄養教諭に身分を切り替えやすくするための条件整備を行っている。栄養士の方に栄養教諭を目指していただき、教員採用試験に受かっていただければ、身分上は栄養教諭に切り替わることが可能になり、現在の18名から少しずつ増やすことができる。計画的に何名ずつ増やすという数値目標を掲げるのは難しいが、栄養教諭が増えることは、食に関する授業を行うことが可能になるので、より子どもたちや保護者等に食育の大事な部分を伝えることが可能になってくる。

宮 腰 委 員

栄養士の方のモチベーションを高める支援を教育委員会として行っていただきたい。この調査から見ても分かるように、学校給食は子どもたちの楽しみの一つである。みんなで一緒に食べることについて、日常的に家庭では難しい状況もあるが、学校給食を通して地産地消に関心を持つ子どもたちも出てくるなど、いろいろ広がっていく可能性がある。子どもたちがなじみやすいところから、生活習慣の改善や体力・運動能力向上へ子どもたちの活動範囲が広がっていくことが望ましいので、ぜひ資格を取るための支援や試験を受けやすくする支援、あるいは研修を受けやすくする配慮をしていただきたい。

吉 田 委 員

運動習慣に関して、仙台市の子どもたちの現状の運動能力は全国平均や目標値と比較して劣っているところがある。だからといって、全国平均や目標値を超えようとして全力で頑張るということでもない。あくまでも健康保持という視点から体力向上を図っていると思う。そういう意味で、本年度から実施するパワーアップ仙台っ子プロジェクトについて、学校教育関係者が集まって手立てとして考えたものと理解している。プロジェクトの概要にアクションプログラムが4つあるが、実行性という視点から振り返る機会を持っていただきたい。劣っているから、体育の面で頑張ろうということだけで果たしていいのか。例えばアクションプログラム1では、朝の会等で運動の場面を設けるようだが、これを校庭でやるとなると、校庭から教室に帰ってくるまでおそらく5分くらいかかってしまう。そうすると1時間目の授業に影響してしまい、学力に影響を及ぼすなど新たな問題が生じる可能性がある。一方、アクションプログラム2などは比較的簡単に行うことができる内容である。そのような視点から、一度やってみて、果たしてやれるかどうか、実行性がなければ効果もないので、そうしたことを検証していただきたい。

次に、食習慣の孤食について、朝食を一人で食べるというのは、親が先に仕事に出かけるなど、それぞれ家庭の事情があるので理解できる。ただ、夕食が一人というのは果たしてどうなのか。中学生が結構多いのは、部活動や塾などもあるので、その背景は分かる。ところが、健康実態調査報告書の80ページ、81ページを見ると、小学校5年生にも結構いるという現実がある。例えば報告書の80ページの小学校5年生の男子では、「よくある」は割合からするとたった5.7パーセントだが、対象者数にすると300名弱になる。小さな学校の子どもたち全員が一人で食べていることになる。また、「ときどきある」を加えると800名弱にもなり、これは大規模校1校に相当する子どもたちが一人で食べていることになる。これは決して食生活の面だけではなく生活習慣とも関わるものであり、ひいては生徒指導まで危惧される。もっと下の学年を対象にした調査は行っていないと思うが、孤食についてもっと関心を持ってもらい、子どもたちに及ぼす影響など考えていかなければならないということをお願いしたい。

健康教育課長

1点目の今年度から始めたパワーアップ仙台っ子プロジェクトについて、別紙資料に概要版として子どもたちが取り組めるようなアクションプログラムを4つ例示している。このプログラムすべてを実施するというのではなく、それぞれの実情に応じて取り入れられるものを取り入れてほしいということで学校に依頼している。

具体的には、プログラム1の全力ショートドリルは、教室の中で例えばグーとパーを繰り返す動作を5分ぐらい行うというものである。すでに同様の取組みをしている学校もたくさんあると聞いており、必ずこれを行ってほしいということではなく、やっていないものでできそうなものやっていたらという趣旨である。

もっと効果を上げるために、学校独自でいろいろな考えを持って実施しているものもあるので、参考としてメニューを提示している。やはりこれらのプログラムが実際に実行されるかどうか、効果につながるというご指摘はそのとおりであり、今後、中間の時期、また年度末に学校に照会して、実行したかどうか、あるいは効果等についても検証を行っていきたくと考えている。また、単年度ではなく複数年継続できるように、無理のない範囲でということも付け加えてお願いしている。

2点目の一人で食べる食事についての統計は、小学校5年生と中学校2年生のみの調査である。したがって、この下の学年については別の機会に調査等を行っていききたい。

教 育 長

1点目の体力向上の件について補足する。仙台の子どもたちの体力は低下していて、全国平均より低いということについては、ここ数年来、毎年のように教育委員会でも報告しており、それを改善したいという意図がある。来年度からは、文部科学省の運動器検診が始まる。これは体の柔らかさ・硬さをチェックするものであり、例えば万歳ができない、しゃがむことができないなど、我々にとっては当たり前のことができない子どもが相当の割合でいる。体が硬いと怪我をしやすくなるものであり、怪我をするにしても手をつかなくて顔からぶつかってしまうなど、怪我の度合いも重くなるということで、柔軟性を高めるに毎日継続的な運動を習慣化することが大切だと医師会からも指摘されている。

そうしたことから、先ほど健康教育課長が説明したように、全校、全学年で少しの時間でも取り組むような工夫をしてどこまで継続して取り入れられるか、また、夏休みなど学校が休みのとき家でも習慣化できるようにまず取り組んでみようということで、今年度から実施するものである。

永 広 委 員

健康実態調査報告書の36ページから43ページの種目別平均値の年次推移のグラフを見ると、握力、立ち幅とび、ボール投げが低下傾向にあるということが分かる。例えば握力は十数年、長期低落傾向にある。それに対して上体起こしは改善されてきており、それぞれ事情が違うのではないかと考えている。パワーアップ仙台っ子プロジェクトのメニューをホームページで見たが、やや総花的ではないか。いくつもの能力についてそれぞれ例を挙げていて、どれも素晴らしいことだが、もう少し強弱をつけた指導をしたほうがいいのではないか。教育委員会として全体を眺めて指導する時はメリハリをつけて、それについてどう改善されていくのか、きめ細かく観察していったほうがよりよいと思う。

齋 藤 委 員

報告書を見て、子どもたちは仙台市や学校の先生方に良くしていただいていると非常に感じた。反対に、家庭はどうなのかとを感じるような結果である。例えば排便に関して3日以上出ない子どももいるが、親はどのように感じているのか、親には相談できないのか、あるいは全く知らないのだろうかと思う。また、給食は非常に楽しいということで本当にいいことだが、一方で時間が足りなくて食べ残してしまうという結果も出ている。これもやはり家庭でのしつけの部分ではないかと感じる。給食委員会や情報モラル教育などPTAが関わることがたくさんあり、家庭に分かってもらいたい部分が非常に多いと担当者の方は感じていると思う。そういう意味ではPTAへの情報発信をもう少し広げてもいいのではないか。また、朝はほとんど食べないというのも非常に気になることであり、こうしたことはすべて家庭の問題ではないかと感じている。

教 育 長  
草 刈 委 員

P T Aにも十分情報を発信することが大事だと考えている。

運動習慣の課題のところ、中学校3年生の部活動引退後、または文化部生徒の運動能力の確保が課題であると例年出てくる。これに対する取組みとして、パワーアップ仙台っ子プロジェクトなど、小学校の時点で運動に親しむことをメインとして、そのまま中学校につなげようという意識で取り組んでいると思うが、いかがか。

健康教育課長

報告事項(3)の資料4ページの(1)③地域との連携事業の拡充について、平成27年度は予算を増額し実施する予定とのことであるが、地域との連携が拡充されている地域と、地域との連携が縮小して学区民体育振興会が廃止されている地域との格差もある。それについてどういう形で取り組んでいるのか伺いたい。

中学生の体力低下の歯止めあるいは向上策については、パワーアップ仙台っ子プロジェクトの事例集に中学生バージョンがあり、これを中学校の教員等に配付し、また研修のたびに説明して、教室の中でできるものなどを紹介している。

次に、学区民体育振興会と連携するスポーツ事業については、昨年度から文部科学省の委託事業として実施した。初めての取組みだったこともあり、各区の学区民体育振興会に依頼してモデル的にできるところから実施するというので、各区1か所から3か所程度の地域を選んでスタートした。今年度は、そのモデルの数を増やすという意味での予算の増額である。学区民体育振興会自体が活発に活動している地域とそうでない地域があることは承知しているが、将来的にはすべての学校で地域の方と一緒に行われることが理想だと考えている。

教 育 長

運動、食、生活の3つの習慣について、特にポイントになるような意見が各委員から出された。それらのご意見を参考にして、今後の検証に十分生かしていただきたい。

## 5 付 議 事 項

### 第3号議案 平成26年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(総務課長 説明)

永 広 委 員

予定スケジュールについて、5月下旬から6月上旬に学識経験者に正式依頼するとのことである。依頼するのに一月も要しないと思うが、これは正式な依頼とともに、点検評価の作業をお願いするものと理解してよいか。

参事兼総務課長

正式に依頼し、その際に点検評価のお願いもする。学識経験者の予定もあるので、一定期間を設けてスケジュールを組んでいる。

永 広 委 員

点検項目が多岐にわたって分量も多く、評価には非常に時間がかかるので、果たしてこのスケジュールでいいのか。例えば4月下旬ぐらいに依頼して、少し余裕を持って評価作業をしていただくことを考えてもいいのではないかと。以前に学識経験者として評価作業に携わったことがある宮腰委員のご意見はいかがか。

宮 腰 委 員

事務局で前年度のデータを集計する必要があり、また人事異動もあるので、4月、5月というのは難しいのではないかと。基礎データが出来て、それをもとに点検評価することになるので、一か月ぐらいの時間は必要だと思う。5月下旬から6月上旬に依頼して、6月いっぱいかけて中間報告を作成いただき、6月末あるいは7月上旬にご提出いただく形になるかと思う。

参事兼総務課長

宮腰委員からもお話があったとおり、事務局側の前年度の実績の取りまとめもあるので、このようなスケジュールにしている。学識経験者のご意見も伺い、できるだけ早めに依頼したいと考えている。今後のスケジュールについては、なるべ

く早めに正式依頼した上で、7月上旬までに学識経験者のお二人からご意見をいただき、その意見も含めた形で7月の定例教育委員会で中間報告をしたいと考えている。

教 育 長

スケジュールについては、各委員からご意見があったようにあらためて来年度に向けて見直して、評価作業を行っていただく学識経験者の時間を確保するようにしていきたい。

原案のとおり決定

#### 第4号議案 平成28年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書の採択方針について (教育指導課長・特別支援教育課長 説明)

宮 腰 委 員

宮城県教育委員会から基本方針が示されたので、仙台市の採択方針を修正したとのことであるが、昨年度からどのように修正したのかも一度説明していただきたい。

教育指導課長

別紙の採択方針(案)の前段部分について、「教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ」という文言を県に倣って付け加えた。

宮 腰 委 員

学習指導要領は学校教育法施行規則に基づいて定められているので、学校教育法で足りるのではないか。「教育基本法の目的や理念、学校教育法の趣旨にしたがって」ということでいいのではないか。教科書無償措置法の問題などもあるので、学習指導要領を加えた方がいいのかどうか疑問に思うが、いかがか。

教育指導課長

資料3は宮城県教育委員会が今年度新たに作成した教科書の採択に係る基本方針(案)である。その方針(案)の中に先ほど申し上げた「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領が掲げる」という文言があり、非常に重要な部分であることから、仙台市の採択方針にも加えるということである。

吉 田 委 員

たしかに学習指導要領は学校教育法施行規則との関連性があるが、ここでいう学習指導要領はその性格ではなく、その内容について言及しているものだと思う。具体的に「学習指導要領が掲げる「生きる力」と記載されており、そういう意味で学習指導要領と銘打ったものと解釈できる。たしかに学習指導要領は学校教育方法施行規則の傘の下に入っているが、その内容をもって、それを踏まえてという意味でここに明記したものと受け止めている。

宮 腰 委 員

直接的に明確になって良いと思う。基本的な考え、理念に学習指導要領が加わったので、そこまで方針として記載する必要があるのかと疑問に感じたので、質問させていただいた。

草 刈 委 員

私も少し不思議に思っていた。資料3の県教委の基本方針には、「学習指導要領が掲げる」の次に「「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科書を採択すること」とあり、それは大事なことなので、それで納得した。仙台市の採択方針を見ると、やはり学習指導要領に沿うだけでなく、その後の「生きる力」を育むという理念が大事なことだと解釈して理解した。

教 育 長

県教委の基本方針と採択基準は案になっているが、なぜ案になっているのか説明をお願いします。

教育指導課長

県教委の基本方針と採択基準については、4月23日に開催された第1回宮城県教科用図書選定審議会において審議を行い、了承されたとのことである。現在、選定審議会では選定資料を作成しており、6月1日に採択基本方針、採択基準、選定資料を県教委に答申する予定になっている。まだ県教委に答申される前であり、県

教委で決定したものではないため、現在はまだ案になっている。

教 育 長 6月には県教委から県内の市町村に対して通知がある。選定審議会では了承されたので、案のとおり決定されると思うが、万が一変更された場合は再度報告するというのでよいか。

教育指導課長 そのようにしたいと考えている。

齋藤委員 資料6の特別支援学校の図書について、拡大教科用図書とはどういうものか。

特別支援教育課長 通常の教科書を拡大コピーしたものと考えていただきたい。なお、ページ数が多くなるので分冊という形になる。

齋藤委員 弱視特別支援学級に在籍する児童生徒が使用するので、拡大して見やすくしているということか。

特別支援教育課長 そのとおりである。

永広委員 資料1に教科書採択の仕組みがある。調査研究委員会や選定協議会を設けて、そこで議論したことを踏まえて、最終的に教育委員会として採択するという手順も含めて採択方針と理解してよいか。

教育指導課長 そのように考えていただいて結構である。

教 育 長 本日、採択方針を決定して、7月に教科書の採択というスケジュールで進めていく。より丁寧に、かつ公正に審議して、多くの時間を費やして教育委員の皆様と審議していきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

原案のとおり決定

**第5号議案 平成28年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校、仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択方針について**  
**(高校教育課長 説明)**

今野委員 高等学校の教科書の採択に係る基本方針にも「学習指導要領が掲げる「生きる力」の育成」とあるが、これは以前から学習指導要領に掲げられていたのか。

高校教育課長 前回の学習指導要領にも掲げられていた。

今野委員 非常に素晴らしい内容だが、具体的にどのようなことなのか考えると難しい。この基準で教科書を選定することになった場合、具体的に「生きる力」とは何か。いろいろなことにつながってくるので、本当に素晴らしいことだが、日本全体見回すと残念ながら大変な事件が起きている。もし事件を起こした子どもに「生きる力」があったとしたら、事件を起こす前に役に立った可能性がある。また、将来の日本経済は今の子どもたちが背負うわけであり、そうした時にも役に立つと思う。いろいろな意味が考えられるが、この「生きる力」とは何か、これから教科書を採択する基準として考えた場合、あまりにも抽象的である。それを基準にしてということだが、どう考えていいのか分からない。具体的なものが示されれば、より分かりやすいのではないか。

教育指導課長 「生きる力」の定義については、学習指導要領に記述されている。それによると、「変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力」、そういったものを生きる力と定義している。

教 育 長 非常に総合的な力で素晴らしい力であり、これは一つの理念である。

高校教育課長 資料3と資料4は宮城県教育委員会が県立高等学校あるいは県立中学校を念頭に

置いた基本方針と採択基準である。高等学校については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に見合うような手続を定めた法律がないので、基本的には管轄する教育委員会が採択権限を持ち、各学校の実情に応じて採択する仕組みになっている。

そのため、本市の採択にあたっては、県教委の基本方針と採択基準を参考にしつつ、仙台市独自の採択基準を設定するという考え方で、採択方針（案）の「4採択の観点について」に検討する内容を定めている。「生きる力」の具体的な採択基準としては（6）から（9）の観点である。（6）基礎・基本的な内容を確実にまず身に付ける教材になっているか、（7）思考力、判断力、表現力をはぐくむ学習ができるのに適しているか、（8）その教科書で学習することによって生徒の意欲が高まるような構成になっているか、（9）言語活動ということで、言語活動を重視することによって、表現力、あるいは課題を発見してその解決にみんなと協調して取り組む力をつけるような授業を展開しやすい教材かどうか、という観点で、各学校において生徒の実態に応じて選定する。「生きる力」をできるだけ具体化したものがこの採択の観点である。

教 育 長

「生きる力」が大前提になっているものであり、教科書については先ほど高校教育課長が申し上げた観点で、学校ごとに選定するということである。

宮 腰 委 員

学習指導要領は基本的に10年ごとに改訂される。「生きる力」は、現行の学習指導要領に掲げられているものであり、次期以降の学習指導要領はこれをもとに編成されるものではないと考えている。現行の学習指導要領であれば、これまでとは違う視点が強調されていることは理解できるが、いきなり学習指導要領の「生きる力」が出てくると、奇異な印象を受ける。

教 育 長

資料3は県教委の方針であり、我々が変えることはできない。

今 野 委 員

「生きる力」という言葉を使わなかったとしても、同じ方針だと思う。だから、もっと別な言葉があればいいのではないか。採択方針（案）の採択の観点の11項目は、素晴らしい内容であり、基本方針はもう少し別の表現のほうがいいのではないか。

堀 田 理 事

資料3は県教委の採択に係る基本方針、資料4は県教委の採択基準である。添付資料として付けているのは、法律上、各都道府県において教科書採択についての指導・助言を行うことになっているので、県教委から市町村に対して基本方針と採択基準が示されているということである。本市としては、これを踏まえつつ、お諮りしている採択方針にしたがって、教科書の採択に取り組むものである。

学習指導要領について、県教委の基本方針である資料3に記載されている「生きる力」は、現行の学習指導要領が掲げる理念、全体を網羅する考え方として、「生きる力」の育成という理念を強調するため、基本方針に示したものと受け止めている。

仙台市教育委員会において具体的に採択するにあたっては、採択方針の中の採択の観点に掲げており、学習指導要領の基本的な考えのもとに教科ごとの目標を具体的に掲げている。各教科書は、その学習指導要領の教科ごとの目標に合うように各教科書会社が作成し、文部科学省の検定を経た教科書の中から仙台市としてふさわしい教科書を選ぶという流れである。したがって、ここでは抽象的な言葉だが、仙台市の採択の観点としても「学習指導要領に示されている教科の目標を的確に反映していることを踏まえ」ということで、「生きる力」を大前提として、各教科の掲げる目標を的確に合っているかどうか調査し、また仙台市の独自の観点である採択方針（案）に挙げている（1）から（11）の項目に照らして、どの教科書が仙台市の子どもたちにとって、よりふさわしい調査・研究した上で、最終的に教育委員会で採択していただくという流れで進めていきたいということ



で、今回採択方針についてお諮りしている。

教 育 長 県教委では、6月に基本方針と採択基準を県内の市町村に対して通知することである。本市の採択方針（案）の中には具体的に「生きる力」という言葉は明示していないが、基本的には国や県からの通知、方針等を参考にして採択するというのが基本である。教科書採択については7月の定例教育委員会に付議するので、その際にふさわしい教科書かどうかあらためてご確認いただいた上で、採択したいと考えている。

永 広 委 員 先ほどの高校教育課長の説明だと、仙台市の採択の観点の（6）から（9）全体をあわせたものを「生きる力」の育成といういわば概念的に表したものだとは私は理解した。そういう意味では、「生きる力」という概念だけを示されてもよく分からないので、仙台市の採択の観点としては資料にあるとおり、具体的な項目を挙げていただくほうが良く、「生きる力」というのはそれに付随するものだと思う。よって、仙台市の採択の観点がより分かりやすいので、原案のとおりでよいと思う。

原案のとおり決定

**第6号議案** 平成27年度仙台市立義務教育諸学校教科用図書選定協議会委員の委嘱等について  
(秘密会) (教育指導課長 説明)

原案のとおり決定

**第7号議案** 平成27年度仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校、仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書選定協議会委員の委嘱等について  
(秘密会) (高校教育課長 説明)

原案のとおり決定

**第8号議案** 仙台市就学支援委員会委員の委嘱等について  
(秘密会) (特別支援教育課長 説明)

原案のとおり決定

**第9号議案** 教職員の人事に関する事項について  
(平成28年度学校教職員人事異動方針について)  
(秘密会) (教職員課長 説明)

原案のとおり決定

## 6 その他

事 務 局 次回定例教育委員会は6月26日（金）に開催する予定である。

7 閉 会 午後4時25分